

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2022年 1 月25日 提出
【計算期間】	第18特定期間 （自 2021年 4 月24日 至 2021年10月25日）
【ファンド名】	農林中金＜パートナーズ＞Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファン ド（毎月分配型）
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牛窪 克彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【電話番号】	03-5210-8500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、東京証券取引所が発表する東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

属性区分：不動産投信／年12回（毎月）／日本／ファンド・オブ・ファンズ／その他（東証REIT指数（配当込み））

○商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	日経225 TOPIX その他 (東証REIT指数 (配当込み))

属性区分定義

不動産投信	目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
その他 (東証REIT指数 (配当込み))	目論見書又は投資信託約款において、東証REIT指数（配当込み）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

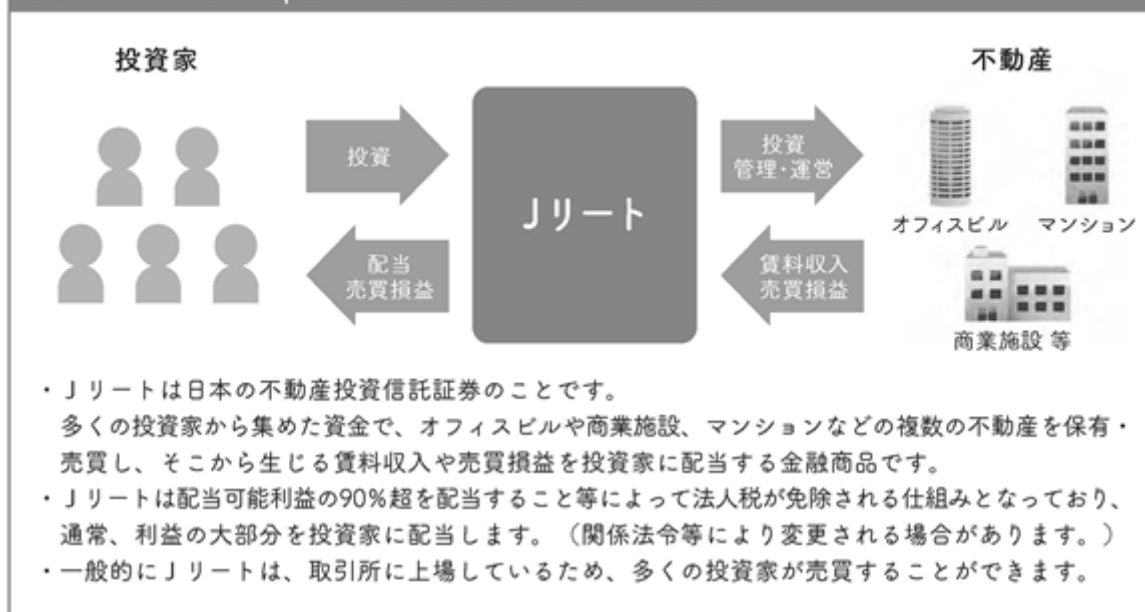
この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- ① 東京証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（Ｊリート）を主要投資対象とし、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

- 運用にあたっては、東証REIT指数（配当込み）に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行い、Ｊリートの組入比率は原則として高位に保ちます。

Ｊリート（J-REIT:Japanese Real Estate Investment Trustの略）



- 東証REIT指数先物取引等を利用することによって取引コストを軽減させつつ、東証REIT指数（配当込み）との連動性を高める運用を目指します。

- 当ファンドは、東証REIT指数（配当込み）との連動性を高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により東証REIT指数（配当込み）の動きと乖離が生じます。

- ① 売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- ② 売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- ③ 東証REIT指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証REIT指数（配当込み）との乖離による影響
- ④ 東証REIT指数（配当込み）との構成比率が異なることによる影響

② 原則として、配当等収益を中心に毎月安定した分配を継続的に行うことを目指します。

- 投資するJリートの配当収益・売却益（評価益を含みます。）等を分配原資とします。
 - 決算時（毎月23日、休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。
 - 分配金は、委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金受取りのイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（注）分配金の取扱いは、分配金受取（一般）コースと分配金再投資（累積投資）コースの2つの方法があります。「分配金再投資（累積投資）コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

｜ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。

<イメージ図>



主な投資制限

- Jリートへの投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

東証REIT指数

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券の全銘柄を対象として算出した指数です。東京証券取引所が算出・公表しています。算出方法は2003年3月31日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。

～東証REIT指数の著作権について～

○東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。○(株)東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。○(株)東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。○本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

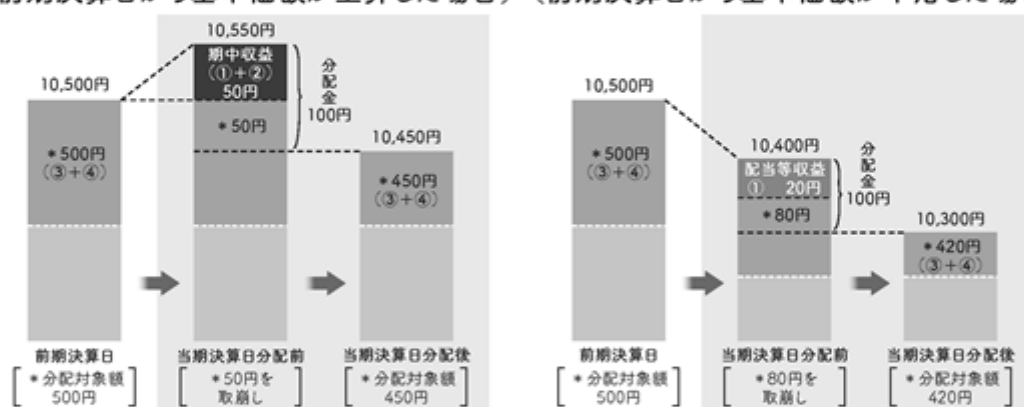
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）（前期決算日から基準価額が下落した場合）

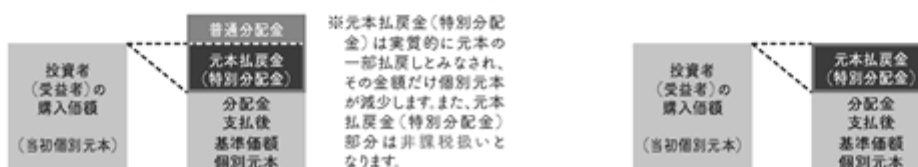


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

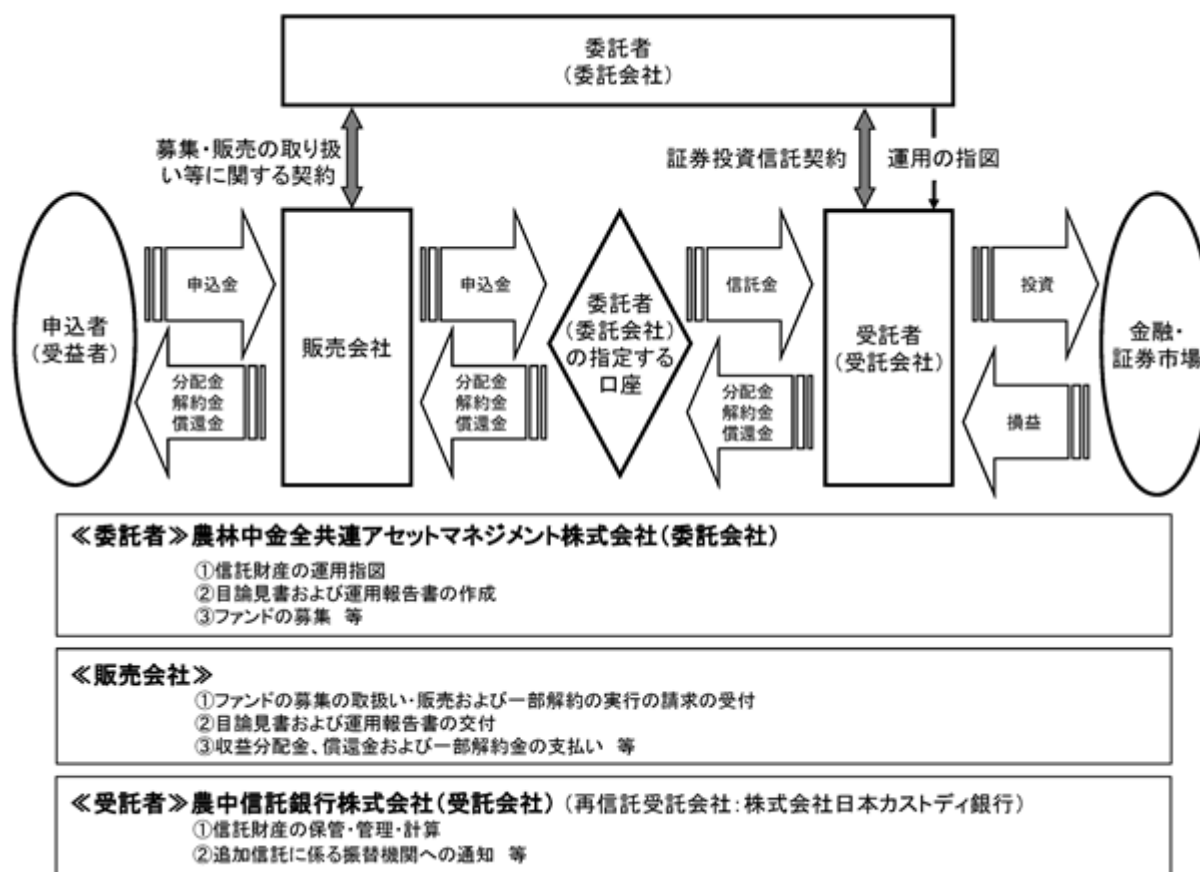
2012年11月6日 有価証券届出書の提出

2012年11月22日 募集開始日

2012年11月26日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

2019年7月24日 ファンド名称を「NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）」から「農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



<ファンド・オブ・ファンズ>

当ファンドは、単独でJリートへ直接投資を行います。

Jリートは、不動産投資信託証券のため投資形態はファンド・オブ・ファンズとなります。



委託者（委託会社）の概況（2021年10月29日現在）**① 資本金の額**

1,466百万円

② 沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

2【投資方針】**(1)【投資方針】****a. 基本方針（運用の基本方針）※**

この投資信託は、東京証券取引所が発表する東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b. 運用方法**① 投資対象**

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

(イ) 主としてわが国の取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証REIT指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）に分散投資を行います。

(ハ) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。

(ニ) 運用の効率化を図るため、東証REIT指数先物取引を利用する場合があります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 国内において行われる有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）を行うことができます。

（２）【投資対象】

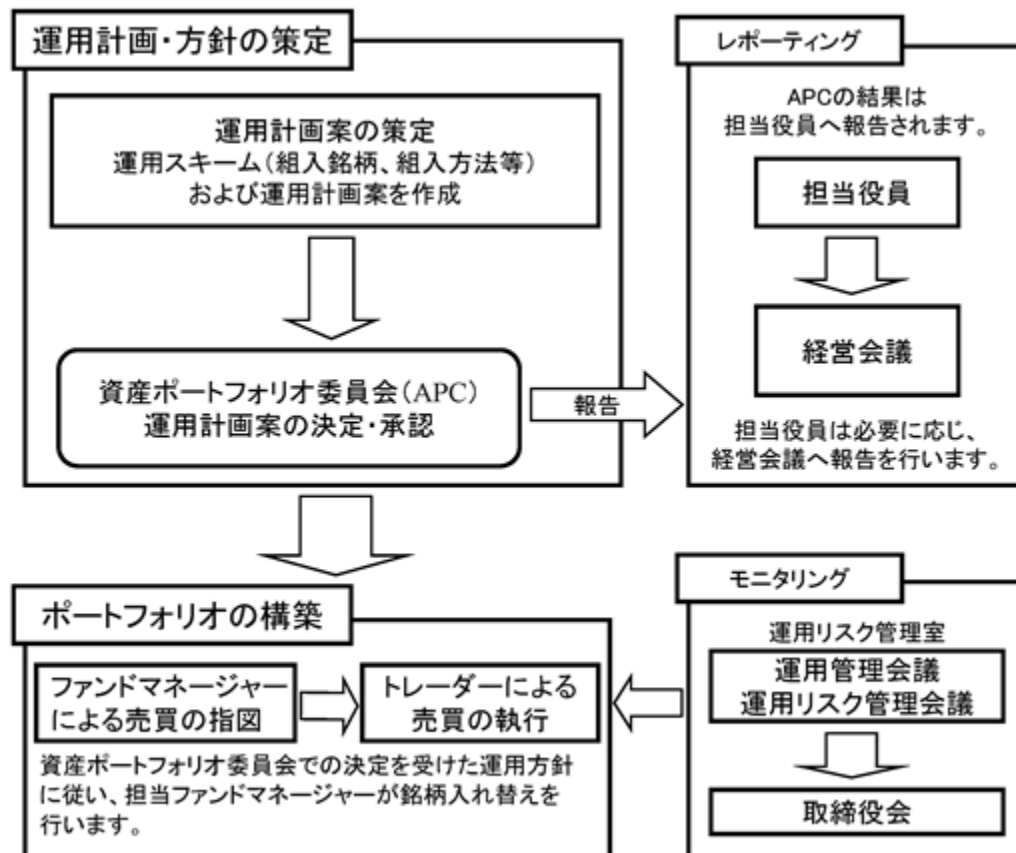
運用の指図範囲等（約款第16条）

- ① 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第１号から第６号の証券または証書の性質を有するもの
 8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 9. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- なお、第８号および第９号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第１項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第２項第１号から第６号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

農林中金＜パートナーズ＞Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（毎月分配型）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



＜資産ポートフォリオ委員会（APC）＞

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	90名程度 （うち 投資判断に携わる者 75名程度）
トレーディング部	10名程度
運用リスク管理室	5名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎月23日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式（約款第33条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. 不動産投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への投資は行いません。

c. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は行いません。

d. 先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第19条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

e. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

f. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

g. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

h. 有価証券売却等の指図（約款第24条）

委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図（約款第25条）

委託者は、約款第24条（上記h.）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 資金の借入れ（約款第26条）

- ① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

k. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとなっております。

l. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとなっております。

3 【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、Ｊリートなど値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 価格変動リスク

一般に、Ｊリートは不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、Ｊリートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているＪリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するＪリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該Ｊリートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）との連動性をより高めるよう運用を行います。が、主として次の要因により東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きと乖離が生じます。

イ、売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ、売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ、東証ＲＥＩＴ指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）との乖離による影響

ニ、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）との構成比率が異なることによる影響

③ 流動性リスク

時価総額が小さい場合や取引量が少ない等流動性が低い場合、有価証券等を売買する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、基準価額の変動要因となります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。
たとえば、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

（３）投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（運用リスク管理室）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

〔運用管理会議〕

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

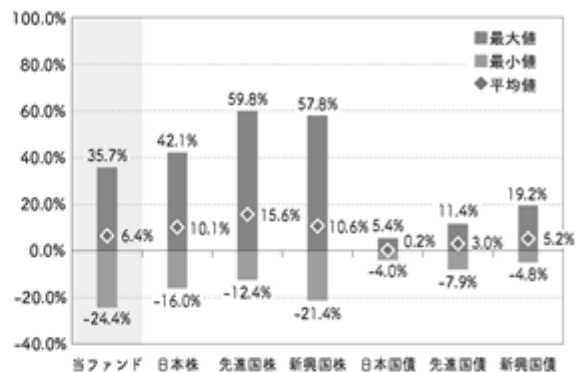
原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

- *2016年11月～2021年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- *2016年11月～2021年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国債…… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
- ※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）が差し引かれます。

- ※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。（以下同じ。）

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.44%（税抜0.40%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.155%	0.20%	0.045%	0.40%

- ※ 信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。
- ※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。
- ※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

- ※ ファンドが投資対象とするＪリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、投資信託財産中から支弁します。
- ② 投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用[※]（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%※、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

＜個別元本について＞

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照ください。）

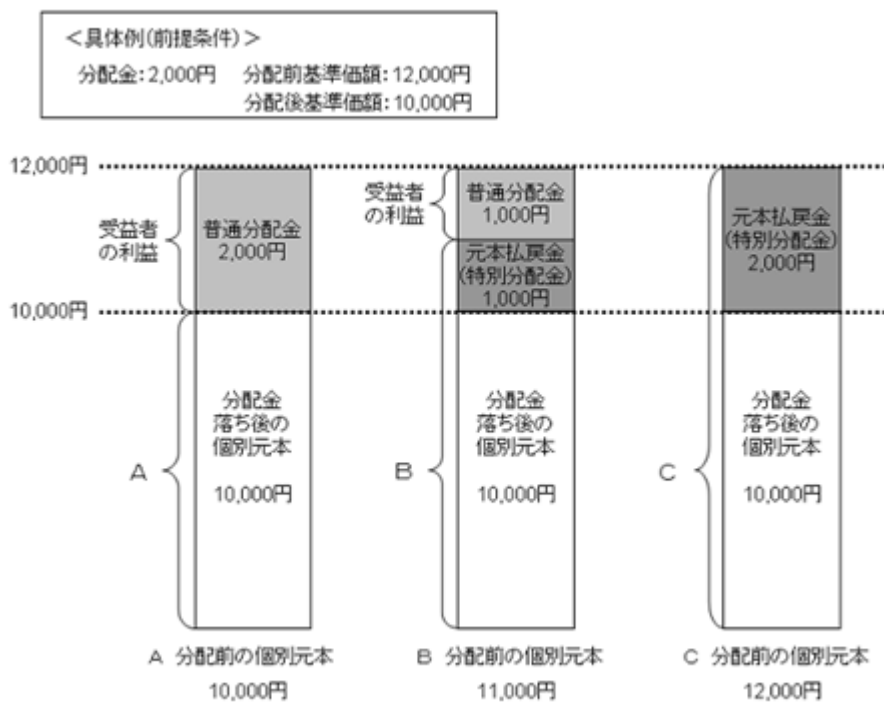
＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容（2021年10月29日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2021年10月29日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	870,759,900	94.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	48,165,555	5.24
合計(純資産総額)		918,925,455	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT指数先物取引	買建	日本	45,936,000	5.00

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	86	739,000	63,554,000	740,000	63,640,000	6.93
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	76	697,000	52,972,000	698,000	53,048,000	5.77
3	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	121	379,000	45,859,000	380,500	46,040,500	5.01
4	日本	投資証券	G L P投資法人	246	185,900	45,731,400	185,900	45,731,400	4.98
5	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	246	169,100	41,598,600	170,700	41,992,200	4.57
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	384	104,600	40,166,400	104,500	40,128,000	4.37
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	114	325,500	37,107,000	327,000	37,278,000	4.06
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	152	181,500	27,588,000	188,900	28,712,800	3.12
9	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	76	368,000	27,968,000	374,000	28,424,000	3.09
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	172	143,100	24,613,200	142,000	24,424,000	2.66
11	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	108	205,300	22,172,400	208,500	22,518,000	2.45
12	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	50	407,000	20,350,000	417,500	20,875,000	2.27
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	224	91,600	20,518,400	86,200	19,308,800	2.10
14	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	41	453,500	18,593,500	467,000	19,147,000	2.08
15	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	93	188,500	17,530,500	189,600	17,632,800	1.92
16	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	24	710,000	17,040,000	721,000	17,304,000	1.88
17	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	50	337,000	16,850,000	340,500	17,025,000	1.85
18	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	28	589,000	16,492,000	606,000	16,968,000	1.85
19	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	26	628,000	16,328,000	635,000	16,510,000	1.80
20	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	234	66,500	15,561,000	68,800	16,099,200	1.75
21	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	335	42,700	14,304,500	45,000	15,075,000	1.64
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	90	151,000	13,590,000	154,400	13,896,000	1.51
23	日本	投資証券	イオンリート投資法人	89	151,000	13,439,000	154,000	13,706,000	1.49
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	27	492,500	13,297,500	504,000	13,608,000	1.48
25	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	71	173,155	12,294,051	172,500	12,247,500	1.33
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	103	113,600	11,700,800	115,000	11,845,000	1.29
27	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	16	723,000	11,568,000	735,000	11,760,000	1.28
28	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	52	215,300	11,195,600	219,200	11,398,400	1.24
29	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	34	330,000	11,220,000	332,000	11,288,000	1.23
30	日本	投資証券	日本リート投資法人	24	427,000	10,248,000	438,000	10,512,000	1.14

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	94.76
合計	94.76

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
REIT指数先物 取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	22	日本円	45,467,022	45,936,000	5.00

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2013年 4月23日）	76,206,537	76,380,185	15,360	15,395
第2特定期間末（2013年10月23日）	80,277,403	80,476,233	14,131	14,166
第3特定期間末（2014年 4月23日）	127,623,813	127,935,587	14,327	14,362
第4特定期間末（2014年10月23日）	186,581,914	186,996,061	15,768	15,803
第5特定期間末（2015年 4月23日）	268,191,251	268,705,697	18,246	18,281
第6特定期間末（2015年10月23日）	312,535,966	313,202,727	16,406	16,441
第7特定期間末（2016年 4月25日）	410,265,257	411,020,572	19,011	19,046
第8特定期間末（2016年10月24日）	498,369,804	499,379,313	17,279	17,314
第9特定期間末（2017年 4月24日）	626,411,914	627,703,854	16,970	17,005
第10特定期間末（2017年10月23日）	661,788,693	663,233,660	16,030	16,065
第11特定期間末（2018年 4月23日）	732,521,840	734,041,133	16,875	16,910
第12特定期間末（2018年10月23日）	719,647,382	721,099,793	17,342	17,377
第13特定期間末（2019年 4月23日）	858,128,799	859,722,928	18,841	18,876
第14特定期間末（2019年10月23日）	877,897,402	879,260,891	22,535	22,570
第15特定期間末（2020年 4月23日）	631,630,482	633,023,430	15,871	15,906
第16特定期間末（2020年10月23日）	736,863,041	738,372,729	17,083	17,118
第17特定期間末（2021年 4月23日）	932,261,537	933,822,668	20,901	20,936
第18特定期間末（2021年10月25日）	909,277,165	910,775,244	21,244	21,279
2020年10月末日	721,640,889	—	16,597	—
11月末日	763,586,149	—	17,137	—
12月末日	817,449,720	—	18,123	—
2021年 1月末日	867,596,347	—	18,779	—
2月末日	903,347,330	—	19,703	—
3月末日	929,864,759	—	20,549	—
4月末日	924,546,930	—	21,065	—
5月末日	924,712,079	—	21,170	—
6月末日	937,554,262	—	21,969	—
7月末日	940,079,526	—	22,090	—
8月末日	932,463,332	—	21,989	—
9月末日	895,740,303	—	21,257	—
10月末日	918,925,455	—	21,465	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2012年11月26日～2013年 4月23日	70
第2特定期間末	2013年 4月24日～2013年10月23日	210
第3特定期間末	2013年10月24日～2014年 4月23日	210
第4特定期間末	2014年 4月24日～2014年10月23日	210
第5特定期間末	2014年10月24日～2015年 4月23日	210
第6特定期間末	2015年 4月24日～2015年10月23日	210
第7特定期間末	2015年10月24日～2016年 4月25日	210
第8特定期間末	2016年 4月26日～2016年10月24日	210
第9特定期間末	2016年10月25日～2017年 4月24日	210
第10特定期間末	2017年 4月25日～2017年10月23日	210
第11特定期間末	2017年10月24日～2018年 4月23日	210
第12特定期間末	2018年 4月24日～2018年10月23日	210
第13特定期間末	2018年10月24日～2019年 4月23日	210
第14特定期間末	2019年 4月24日～2019年10月23日	210
第15特定期間末	2019年10月24日～2020年 4月23日	210
第16特定期間末	2020年 4月24日～2020年10月23日	210
第17特定期間末	2020年10月24日～2021年 4月23日	210
第18特定期間末	2021年 4月24日～2021年10月25日	210

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2012年11月26日～2013年 4月23日	54.3
第2特定期間末	2013年 4月24日～2013年10月23日	△6.6
第3特定期間末	2013年10月24日～2014年 4月23日	2.9
第4特定期間末	2014年 4月24日～2014年10月23日	11.5
第5特定期間末	2014年10月24日～2015年 4月23日	17.0
第6特定期間末	2015年 4月24日～2015年10月23日	△8.9
第7特定期間末	2015年10月24日～2016年 4月25日	17.2
第8特定期間末	2016年 4月26日～2016年10月24日	△8.0
第9特定期間末	2016年10月25日～2017年 4月24日	△0.6
第10特定期間末	2017年 4月25日～2017年10月23日	△4.3
第11特定期間末	2017年10月24日～2018年 4月23日	6.6
第12特定期間末	2018年 4月24日～2018年10月23日	4.0
第13特定期間末	2018年10月24日～2019年 4月23日	9.9
第14特定期間末	2019年 4月24日～2019年10月23日	20.7
第15特定期間末	2019年10月24日～2020年 4月23日	△28.6
第16特定期間末	2020年 4月24日～2020年10月23日	9.0
第17特定期間末	2020年10月24日～2021年 4月23日	23.6
第18特定期間末	2021年 4月24日～2021年10月25日	2.6

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2012年11月26日～2013年 4月23日	49,613,796	—	49,613,796
第2特定期間末	2013年 4月24日～2013年10月23日	7,194,917	—	56,808,713
第3特定期間末	2013年10月24日～2014年 4月23日	33,325,335	1,055,610	89,078,438
第4特定期間末	2014年 4月24日～2014年10月23日	38,501,487	9,252,080	118,327,845
第5特定期間末	2014年10月24日～2015年 4月23日	41,887,195	13,230,362	146,984,678
第6特定期間末	2015年 4月24日～2015年10月23日	51,851,362	8,332,733	190,503,307
第7特定期間末	2015年10月24日～2016年 4月25日	35,892,011	10,590,842	215,804,476
第8特定期間末	2016年 4月26日～2016年10月24日	81,953,663	9,326,812	288,431,327
第9特定期間末	2016年10月25日～2017年 4月24日	113,182,403	32,487,932	369,125,798
第10特定期間末	2017年 4月25日～2017年10月23日	74,029,229	30,307,072	412,847,955
第11特定期間末	2017年10月24日～2018年 4月23日	71,564,343	50,328,355	434,083,943
第12特定期間末	2018年 4月24日～2018年10月23日	62,307,891	81,417,078	414,974,756
第13特定期間末	2018年10月24日～2019年 4月23日	120,295,265	79,804,352	455,465,669
第14特定期間末	2019年 4月24日～2019年10月23日	72,273,033	138,170,203	389,568,499
第15特定期間末	2019年10月24日～2020年 4月23日	74,248,351	65,831,576	397,985,274
第16特定期間末	2020年 4月24日～2020年10月23日	41,042,367	7,688,121	431,339,520
第17特定期間末	2020年10月24日～2021年 4月23日	70,701,745	56,003,814	446,037,451
第18特定期間末	2021年 4月24日～2021年10月25日	38,301,993	56,316,667	428,022,777

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

交付目論見書の運用実績（2021年10月末現在）

2021年10月末現在

基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
100期 2021年6月23日	35円
101期 2021年7月26日	35円
102期 2021年8月23日	35円
103期 2021年9月24日	35円
104期 2021年10月25日	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	3,640円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《資産の組入比率》

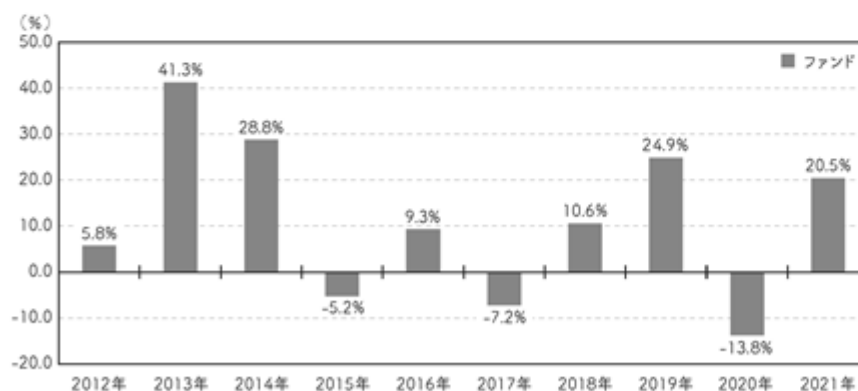
資産の種類	組入比率(%)
投資証券	94.8
短期資産等	5.2

《組入上位銘柄》

	銘柄名	組入比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	6.9
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.8
3	日本プロロジスリート投資法人	5.0
4	GLP投資法人	5.0
5	野村不動産マスターファンド投資法人	4.6
6	日本都市ファンド投資法人	4.4
7	大和ハウスリート投資法人	4.1
8	オリックス不動産投資法人	3.1
9	アドバンス・レジデンス投資法人	3.1
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	2.7

・組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2012年は設定日（11月26日）から年末までの騰落率、2021年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※ 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金＜パートナーズ＞J－REITインデックスファンド（毎月分配型）累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（3）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（4）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（5）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（2）に準じて算出した価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）解約価額

解約価額※は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.10%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※ 解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.10%）

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

a．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
不動産投資信託証券	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として当該日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

c．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「Jリート毎月」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><https://www.ja-asset.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から第38条第7項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第29条）

- a. この信託の計算期間は、毎月24日から翌月23日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2013年3月25日までとします。
- b. 上記a. にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その

翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第38条第7項から第11項）

- ① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第40条）

- ① 委託者は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から上記④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第41条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第42条）

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第45条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第44条）

- ① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第41条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第45条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第45条）

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、上記①の事項（上記①の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から上記⑤までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から上記⑥までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月、10月）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第43条）

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第48条）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

g. 公告（約款第49条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

h. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第50条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

i. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。
- ② 収益分配金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算

期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権に係る収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に係る収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申し込みに応じたものとし、当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑤ 上記③および④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとし、なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ② 償還金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

- ① 一部解約金は、約款第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い[※]は、販売会社の営業所等において行うものとし、

（二）反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第46条）

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については約款第35条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については約款第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第34条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月（特定期間）毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2021年 4月24日から2021年10月25日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2021年 4月23日現在	当期 2021年10月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,425,171	40,844,738
投資証券	904,296,150	862,393,000
派生商品評価勘定	974,014	91,934
未収入金	431,728	-
未収配当金	7,119,493	6,729,408
前払金	-	1,291,280
差入委託証拠金	1,512,000	2,254,000
流動資産合計	940,758,556	913,604,360
資産合計	940,758,556	913,604,360
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,164,208
前受金	976,500	-
未払金	-	81,824
未払収益分配金	1,561,131	1,498,079
未払解約金	5,610,897	1,244,097
未払受託者報酬	38,911	37,852
未払委託者報酬	306,979	298,587
未払利息	11	35
その他未払費用	2,590	2,513
流動負債合計	8,497,019	4,327,195
負債合計	8,497,019	4,327,195
純資産の部		
元本等		
元本	446,037,451	428,022,777
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	486,224,086	481,254,388
（分配準備積立金）	152,222,577	147,963,622
元本等合計	932,261,537	909,277,165
純資産合計	932,261,537	909,277,165
負債純資産合計	940,758,556	913,604,360

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年10月24日 至 2021年 4月23日	当期 自 2021年 4月24日 至 2021年10月25日
営業収益		
受取配当金	16,018,172	15,517,082
受取利息	540	514
有価証券売買等損益	162,505,782	11,411,837
派生商品取引等損益	6,573,670	△268,116
その他収益	310,693	1
営業収益合計	185,408,857	26,661,318
営業費用		
支払利息	4,135	5,272
受託者報酬	207,175	232,131
委託者報酬	1,634,343	1,831,193
その他費用	13,759	15,414
営業費用合計	1,859,412	2,084,010
営業利益又は営業損失（△）	183,549,445	24,577,308
経常利益又は経常損失（△）	183,549,445	24,577,308
当期純利益又は当期純損失（△）	183,549,445	24,577,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,491,758	1,600,768
期首剰余金又は期首欠損金（△）	305,523,521	486,224,086
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,007,987	44,379,876
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,007,987	44,379,876
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,895,166	63,352,574
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,895,166	63,352,574
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	9,469,943	8,973,540
期末剰余金又は期末欠損金（△）	486,224,086	481,254,388

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として特定期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4.その他	当特定期間末に該当する日が休業日のため、当特定期間は2021年 4月24日から2021年10月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 (2021年 4月23日現在)	当期 (2021年10月25日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 2021年 4月23日現在	当期 2021年10月25日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	431,339,520円	446,037,451円
期中追加設定元本額	70,701,745円	38,301,993円
期中一部解約元本額	56,003,814円	56,316,667円
2. 特定期間の末日における受益権の総数	446,037,451口	428,022,777口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.0901円 (20,901円)	2.1244円 (21,244円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 2020年10月24日 至 2021年 4月23日	当期 自 2021年 4月24日 至 2021年10月25日
分配金の計算過程	第93期 自 2020年10月24日 至 2020年11月24日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,397,774円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（516,946,868円）及び分配準備積立金（163,295,490円）より、分配対象収益は681,640,132円（一万口当たり15,606.23円）であり、うち1,528,710円（一万口当たり35円）を分配いたしました。	第99期 自 2021年 4月24日 至 2021年 5月24日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,654,340円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（541,127,942円）及び分配準備積立金（148,122,682円）より、分配対象収益は690,904,964円（一万口当たり15,749.28円）であり、うち1,535,414円（一万口当たり35円）を分配いたしました。
	第94期 自 2020年11月25日 至 2020年12月23日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,990,854円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（539,645,719円）及び分配準備積立金（161,521,258円）より、分配対象収益は703,157,831円（一万口当たり15,616.35円）であり、うち1,575,946円（一万口当たり35円）を分配いたしました。	第100期 自 2021年 5月25日 至 2021年 6月23日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,019,901円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（10,175,900円）、信託約款に規定される収益調整金（528,583,006円）及び分配準備積立金（141,953,737円）より、分配対象収益は682,732,544円（一万口当たり16,001.57円）であり、うち1,493,330円（一万口当たり35円）を分配いたしました。
	第95期 自 2020年12月24日 至 2021年 1月25日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,468,932円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（560,348,522円）及び分配準備積立金（160,007,722円）より、分配対象収益は722,825,176円（一万口当たり15,636.63円）であり、うち1,617,924円（一万口当たり35円）を分配いたしました。	第101期 自 2021年 6月24日 至 2021年 7月26日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,851,777円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（527,732,963円）及び分配準備積立金（149,541,274円）より、分配対象収益は679,126,014円（一万口当たり16,011.24円）であり、うち1,484,545円（一万口当たり35円）を分配いたしました。
	第96期 自 2021年 1月26日 至 2021年 2月24日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,833,133円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（558,537,683円）及び分配準備積立金（157,498,841円）より、分配対象収益は718,869,657円（一万口当たり15,664.38円）であり、うち1,606,219円（一万口当たり35円）を分配いたしました。	第102期 自 2021年 7月27日 至 2021年 8月23日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,397,434円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（530,503,658円）及び分配準備積立金（148,327,768円）より、分配対象収益は681,228,860円（一万口当たり16,033.54円）であり、うち1,487,070円（一万口当たり35円）を分配いたしました。

第97期 自 2021年 2月25日 至 2021年 3月23日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,941,422円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（551,780,317円）及び分配準備積立金（153,878,742円）より、分配対象収益は710,600,481円（一万口当たり15,741.01円）であり、うち1,580,013円（一万口当たり35円）を分配いたしました。 第98期 自 2021年 3月24日 至 2021年 4月23日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,716,960円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（548,532,754円）及び分配準備積立金（152,066,748円）より、分配対象収益は702,316,462円（一万口当たり15,745.68円）であり、うち1,561,131円（一万口当たり35円）を分配いたしました。	第103期 自 2021年 8月24日 至 2021年 9月24日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,537,627円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（528,192,295円）及び分配準備積立金（146,147,005円）より、分配対象収益は678,876,927円（一万口当たり16,107.82円）であり、うち1,475,102円（一万口当たり35円）を分配いたしました。 第104期 自 2021年 9月25日 至 2021年10月25日 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,319,746円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（539,847,787円）及び分配準備積立金（148,141,955円）より、分配対象収益は689,309,488円（一万口当たり16,104.50円）であり、うち1,498,079円（一万口当たり35円）を分配いたしました。
---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2020年10月24日 至 2021年 4月23日	当期 自 2021年 4月24日 至 2021年10月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2021年 4月23日現在	当期 2021年10月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

前期(自2020年10月24日 至2021年 4月23日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	32,616,353
合計	32,616,353

当期(自2021年 4月24日 至2021年10月25日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△4,226,910
合計	△4,226,910

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（投資証券関連）

前期（2021年 4月23日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	25,578,200	—	26,552,500	974,300
合計		25,578,200	—	26,552,500	974,300

当期（2021年10月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	東証REIT指数先物取引 買建	46,523,790	—	45,452,000	△1,071,790
合計		46,523,790	—	45,452,000	△1,071,790

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	16	2,211,200	
	サンケイリアルエステート投資法人	24	2,908,800	
	S O S i L A 物流リート投資法人	32	5,385,600	
	東海道リート投資法人	6	648,000	
	日本アコモデーションファンド投資法人	26	16,328,000	
	森ヒルズリート投資法人	90	13,590,000	
	産業ファンド投資法人	108	22,172,400	
	アドバンス・レジデンス投資法人	76	27,968,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	52	11,195,600	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	41	18,593,500	
	G L P投資法人	246	45,731,400	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	34	11,220,000	
	日本プロロジスリート投資法人	121	45,859,000	
	星野リゾート・リート投資法人	12	8,736,000	
	O n e リート投資法人	13	3,939,000	
	イオンリート投資法人	89	13,439,000	
	ヒューリックリート投資法人	67	11,604,400	
	日本リート投資法人	24	10,248,000	
	積水ハウス・リート投資法人	224	20,518,400	
	トーセイ・リート投資法人	16	2,196,800	
	ケネディクス商業リート投資法人	30	8,562,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	16	2,518,400	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	17	2,019,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	246	41,598,600	
	いちごホテルリート投資法人	13	1,215,500	
	ラサールロジポート投資法人	93	17,530,500	
	スターアジア不動産投資法人	79	4,661,000	
	マリモ地方創生リート投資法人	7	915,600	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	28	16,492,000	
	大江戸温泉リート投資法人	12	970,800	
	投資法人みらい	87	4,654,500	
	森トラスト・ホテルリート投資法人	18	2,525,400	

三菱地所物流リート投資法人	19	9,281,500	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	29	6,362,600	
ザイマックス・リート投資法人	11	1,274,900	
タカラレーベン不動産投資法人	30	3,273,000	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	30	4,866,000	
日本ビルファンド投資法人	86	63,554,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	76	52,972,000	
日本都市ファンド投資法人	384	40,166,400	
オリックス不動産投資法人	152	27,588,000	
日本プライムリアルティ投資法人	50	20,350,000	
N T T 都市開発リート投資法人	69	10,833,000	
東急リアル・エステート投資法人	51	9,567,600	
グローバル・ワン不動産投資法人	53	6,121,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人	172	24,613,200	
森トラスト総合リート投資法人	54	7,857,000	
インヴィンシブル投資法人	335	14,304,500	
フロンティア不動産投資法人	27	13,297,500	
平和不動産リート投資法人	49	7,683,200	
日本ロジスティクスファンド投資法人	50	16,850,000	
福岡リート投資法人	39	6,509,100	
ケネディクス・オフィス投資法人	24	17,040,000	
いちごオフィスリート投資法人	62	5,536,600	
大和証券オフィス投資法人	16	11,568,000	
阪急阪神リート投資法人	35	5,757,500	
スターツプロシード投資法人	12	2,962,800	
大和ハウスリート投資法人	114	37,107,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	234	15,561,000	
大和証券リビング投資法人	103	11,700,800	
ジャパンエクセレント投資法人	71	9,677,300	
合計	4,400	862,393,000	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（3）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年10月29日現在）

I 資産総額	967,341,179円
II 負債総額	48,415,724円
III 純資産総額（I－II）	918,925,455円
IV 発行済口数	428,097,287口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	21,465円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年10月29日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

（2）委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

① 運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2021年10月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	270本	4,666,386百万円
公社債投資信託	98本	375,177百万円
合計	368本	5,041,563百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		
(資産の部)						
流動資産	※ 1					
現金及び預金			1,500,057		14,672,714	
分別金信託			100,000		100,000	
有価証券			—		1,168	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券			1,000,000		1,000,000	
立替金			18,100,000		—	
前払費用			124,580		157,164	
未収委託者報酬			1,838,990		1,807,353	
未収運用受託報酬			150,845		162,310	
未収投資助言報酬			162,884		115,889	
未収収益			989		453	
その他			49,574		58,455	
流動資産計				23,027,922		18,075,509
固定資産		※ 2				
有形固定資産			160,681		199,789	
建物	※ 2		98,910	112,748		
器具備品	※ 2		61,770	87,040		
無形固定資産			7,610		6,940	
商標権			5,216	4,545		
電話加入権等			2,394	2,394		
投資その他の資産			4,303,635		3,463,082	
投資有価証券			1,003,692	1,107,341		
その他の関係会社有価証券			3,000,000	2,000,000		
長期差入保証金			80,859	140,940		
長期前払費用			2,702	3,828		
会員権			6,700	6,700		
繰延税金資産			209,680	204,272		
固定資産計			4,471,926		3,669,811	
資産合計			27,499,849		21,745,321	

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
借入金			7,000,000		—
預り金			838,534		1,626,988
未払金			674,602		690,434
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		659,294		661,665	
その他未払金		12,161		25,622	
未払費用			152,123		241,043
未払法人税等			665,703		357,979
未払消費税等			137,084		58,344
賞与引当金			192,976		237,652
流動負債計			9,661,024		3,212,443
固定負債					
退職給付引当金			204,533		232,053
役員退任慰労引当金			45,400		39,300
固定負債計			249,933		271,353
負債合計			9,910,957		3,483,796
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		12,619,519		13,202,783	
別途積立金		10,005,000		11,205,000	
繰越利益剰余金		2,614,519		1,997,783	
利益剰余金計			12,693,559		13,276,823
株主資本計			17,613,559		18,196,823
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△ 24,667		64,701
評価・換算差額等計			△ 24,667		64,701
純資産合計			17,588,892		18,261,524
負債純資産合計			27,499,849		21,745,321

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			8,458,016		8,346,111
運用受託報酬			898,248		687,942
投資助言報酬			280,440		283,839
その他営業収益			—		43
営業収益計			9,636,704		9,317,937
営業費用					
支払手数料			1,614,335		1,312,184
広告宣伝費			15,912		4,459
調査費			1,357,718		2,030,778
調査費		580,513		618,388	
委託調査費		774,552		1,410,360	
図書費		2,652		2,029	
委託計算費			362,447		352,704
営業雑経費			110,063		115,648
通信費		21,707		33,050	
印刷費		58,336		54,123	
協会費		15,124		15,172	
諸会費		1,469		1,851	
その他営業雑経費		13,425		11,450	
営業費用計			3,460,477		3,815,776
一般管理費					
給料			1,403,962		1,597,941
役員報酬		84,469		83,365	
給料・手当		939,814		1,033,043	
賞与		176,302		232,980	
賞与引当金繰入額		192,976		237,652	
役員退任慰労引当金繰入額		10,400		10,900	
福利厚生費			184,734		194,748
交際費			21,211		718
旅費交通費			43,592		611
租税公課			103,638		100,962
不動産賃借料			174,195		175,566
役員退任慰労金			3,750		3,400
退職給付費用			46,152		47,133
固定資産減価償却費			31,759		35,574
業務委託費			346,403		421,661
諸経費			160,019		210,941
一般管理費計			2,519,421		2,789,262
営業利益			3,656,806		2,712,898

		前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			7,701		5,816
有価証券利息	※ 1		5,681		3,113
受取利息			82		102
投資有価証券売却益			25,593		—
投資有価証券償還益			637		4,502
その他			564		96
営業外収益計			40,260		13,632
営業外費用					
支払利息	※ 1		3,925		1,533
投資有価証券売却損			1,036		6,544
投資有価証券償還損			—		16,497
その他			3,232		335
営業外費用計			8,193		24,910
經常利益			3,688,874		2,701,620
特別損失					
固定資産除却損	※ 2		13		1,413
特別損失計			13		1,413
税引前当期純利益			3,688,860		2,700,207
法人税、住民税及び事業税			1,145,683		825,177
法人税等調整額			△ 11,686		△ 15,633
法人税等合計			1,133,996		809,543
当期純利益			2,554,863		1,890,664

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当期変動額								
剰余金の配当						△1,191,355	△1,191,355	△1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	△1,200,000	—	—
当期純利益						2,554,863	2,554,863	2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,200,000	163,508	1,363,508	1,363,508
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当期変動額			
剰余金の配当			△1,191,355
別途積立金の積立			—
当期純利益			2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△62,693	△62,693	△62,693
当期変動額合計	△62,693	△62,693	1,300,814
当期末残高	△24,667	△24,667	17,588,892

当事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559
当期変動額								
剰余金の配当						△1,307,400	△1,307,400	△1,307,400
別途積立金の積立					1,200,000	△1,200,000	—	—
当期純利益						1,890,664	1,890,664	1,890,664
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,200,000	△616,735	583,264	583,264
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823	18,196,823

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△24,667	△24,667	17,588,892
当期変動額			
剰余金の配当			△1,307,400
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,890,664
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	89,368	89,368	89,368
当期変動額合計	89,368	89,368	672,632
当期末残高	64,701	64,701	18,261,524

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
器具備品	3～15年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 1,357,112千円	※1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含ま れているものは次のとおりであります。 預金 14,416,599千円
※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 93,907千円 器具備品 126,749千円 合計 220,656千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 96,194千円 器具備品 125,400千円 合計 221,595千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 5,681千円 支払利息 3,925千円	※1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次のとおりであります。 有価証券利息 3,113千円 支払利息 1,506千円
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 建物 ー円 器具備品 13千円 合計 13千円	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 建物 829千円 器具備品 583千円 合計 1,413千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	利益剰余金	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
A種種類株式（株）	15,000	—	—	15,000
合 計（株）	53,400	—	—	53,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	利益剰余金	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	利益剰余金	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(リース取引関係)

前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,500,057	1,500,057	—
(2)立替金	18,100,000	18,100,000	—
(3)未収委託者報酬	1,838,990	1,838,990	—
(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,003,692	1,003,692	—
(5)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	4,000,000	3,998,450	△1,550
資産計	26,442,739	26,441,189	△1,550
(1)短期借入金	7,000,000	7,000,000	—
負債計	7,000,000	7,000,000	—

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 立替金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。

(5) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,499,843	—	—	—
未収委託者報酬	1,838,990	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満 期のあるもの	—	542,216	86,552	90,900
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	3,000,000	—	—
合計	4,338,833	3,542,216	86,552	90,900

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	7,000,000	—	—	—	—	—
合計	7,000,000	—	—	—	—	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	14,672,714	14,672,714	—
(2)未収委託者報酬	1,807,353	1,807,353	—
(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,108,510	1,108,510	—
(4)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	3,000,000	3,003,075	3,075
資産計	20,588,577	20,591,652	3,075

(*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。

(4) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	14,672,707	—	—	—
未収委託者報酬	1,807,353	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期のあるもの	1,168	345,171	224,049	84,930
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	2,000,000	—	—
合計	17,481,229	2,345,171	224,049	84,930

(有価証券関係)

前事業年度（2020年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	750,000	750,450	450
	小計	750,000	750,450	450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	3,250,000	3,248,000	△2,000
	小計	3,250,000	3,248,000	△2,000
合計		4,000,000	3,998,450	△1,550

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	527,717	457,409	70,307
	小計	527,717	457,409	70,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	475,975	563,421	△87,446
	小計	475,975	563,421	△87,446
合計		1,003,692	1,020,831	△17,138

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	117,187	25,593	1,036
合計	117,187	25,593	1,036

当事業年度（2021年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,753,075	3,075
	小計	2,750,000	2,753,075	3,075
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		3,000,000	3,003,075	3,075

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	787,764	614,151	173,613
	小計	787,764	614,151	173,613
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	319,058	399,400	△80,341
	小計	319,058	399,400	△80,341
合計		1,106,823	1,013,551	93,271

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	47,455	—	6,544
合計	47,455	—	6,544

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	187,460	204,533
退職給付費用	28,307	30,558
退職給付の支払額	△11,234	3,038
退職給付引当金の期末残高	204,533	232,053

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	204,533	232,053
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	204,533	232,053
退職給付引当金	204,533	232,053
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	204,533	232,053

(3) 退職給付費用（単位：千円）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	28,307	30,558

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 52,965 敷金償却否認 4,450 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 59,089 役員退任慰労引当金 13,901 退職給付引当金 62,628 その他有価証券評価差額金 26,775 未払事業税 36,548 その他 5,978 繰延税金資産小計 266,324 評価性引当額 △35,115 繰延税金資産合計 231,208 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △21,528 繰延税金負債合計 △21,528 繰延税金資産の純額 209,680 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ソフトウェア償却超過額 56,755 敷金償却否認 4,940 会員権評価損否認 2,591 電話加入権評価損 1,395 賞与引当金 72,769 役員退任慰労引当金 12,033 退職給付引当金 71,054 その他有価証券評価差額金 24,600 未払事業税 27,467 その他 4,795 繰延税金資産小計 278,404 評価性引当額 △20,971 繰延税金資産合計 257,432 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △53,160 繰延税金負債合計 △53,160 繰延税金資産の純額 204,272 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
8,768,245	868,459	9,636,704

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,913,159	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,433,389	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,396	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,654,658	663,278	9,317,937

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,414,162	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,856,861	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	418,974	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	3,925	短期借入 金	7,000,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の 購入、募集・販 売の取扱等 役員の兼任	資金の借入 に係る利息 の支払 (*)	1,533	短期借入 金	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 資金の借入については、アームズレンジスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	農林中金 バリュー インベ ストメン ツ株式 会社	東京都 千代田区	444	金融業	—	当社投資信託の 外部運用委託	外部運用委 託	1,063,602	未払運用 委託料	228,891

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	379,372円18銭	375,771円48銭
1株当たり当期純利益金額	65,986円03銭	27,571円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
当期純利益金額(千円)	2,554,863	1,890,664
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000	831,900
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(831,900)
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	2,533,863	1,058,764
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,588,892	18,261,524
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,021,000	3,831,900
(うちA種種類株式払込金額(千円))	(3,000,000)	(3,000,000)
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(831,900)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	14,567,892	14,429,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	38,400	38,400

(重要な後発事象)

(J Aグループの資産運用ビジネスの強化)

農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会および当社は、2021年3月に社債投資をはじめとするクレジット投資やオルタナティブ投資を対象に、それぞれの人材やノウハウを当社に投入することで、J Aグループの資産運用ビジネス強化の取組みを進めていくことを決定いたしました。2021年4月以降、当社の運用資産残高は10兆円超の増加を見込んでおります。

(A種種類株式の取得及び消却)

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、A種種類株式につき、当社定款第13条の5の規定に基づく取得および会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。

1. 取得の理由

当社の運用体制の強化や持続的な成長のため2021年3月31日に締結した「株主間契約書」（同日取締役会決議）と当社定款の定めに従い、A種種類株式の取得を行うものであります。

2. 取得にかかる事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 A種種類株式
- (2) 取得価額 3,000,000千円
- (3) 取得の時期 2021年7月27日
- (4) 相手方 農中信託銀行株式会社

3. 消却にかかる事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 A種種類株式
- (2) 消却する株式の総数 15,000株

（3）消却予定日 2021年7月27日

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第29期中間会計期間 (2021年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		8,203,039
分別金信託		100,000
有価証券		25,995
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		210,039
未収委託者報酬		2,033,540
未収運用受託報酬		2,000,673
未収投資助言報酬		2,078,333
未収収益		414
その他		42,945
流動資産計		15,694,982
固定資産		
有形固定資産	※1	213,948
建物		122,391
器具備品		91,556
無形固定資産		6,605
投資その他の資産		3,165,127
投資有価証券		1,064,682
その他の関係会社有価証券		1,500,000
長期差入保証金		300,622
長期前払費用		3,268
会員権		6,700
繰延税金資産		289,853
固定資産計		3,385,680
資産合計		19,080,662

		第29期中間会計期間 (2021年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,033,517
未払金		2,025,528
未払費用		209,021
未払法人税等		1,497,035
未払消費税等		523,471
賞与引当金		302,854
流動負債計		5,591,430
固定負債		
退職給付引当金		239,391
役員退任慰労引当金		32,900
固定負債計		272,291
負債合計		5,863,721
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,466,400
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		11,602,069
別途積立金		8,538,121
繰越利益剰余金		3,063,948
利益剰余金計		11,676,109
株主資本計		13,142,509
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		74,431
評価・換算差額等計		74,431
純資産合計		13,216,941
負債純資産合計		19,080,662

(2) 中間損益計算書

		第29期中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		4,221,658
運用受託報酬		3,306,953
投資助言報酬		1,889,394
営業収益計		9,418,005
営業費用		
業務委託料		1,666,614
支払手数料		647,431
その他		2,377,943
営業費用計		3,025,375
一般管理費	※1	1,994,093
営業利益		4,398,537
営業外収益	※2	33,634
営業外費用	※3	18,001
経常利益		4,414,169
特別損失	※4	9,093
税引前中間純利益		4,405,076
法人税、住民税及び事業税		1,431,000
法人税等調整額		△89,872
法人税等合計		1,341,128
中間純利益		3,063,948

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,420,000	1,500,000	—	1,500,000	74,040	11,205,000	1,997,783	13,276,823
当中間期変動額								
新株の発行	0							
資本金から剰余金への振替	△1,953,600		1,953,600	1,953,600				
準備金から剰余金への振替		△1,500,000	1,500,000	—				
剰余金の配当							△1,512,732	△1,512,732
別途積立金の積立						400,000	△400,000	—
別途積立金の取崩						△3,066,878	3,066,878	—
中間純利益							3,063,948	3,063,948
自己株式の取得								
自己株式の消却			△6,605,530	△6,605,530				
利益剰余金から資本剰余金への振替			3,151,930	3,151,930			△3,151,930	△3,151,930
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	△1,953,599	△1,500,000	—	△1,500,000	—	△2,666,878	1,066,164	△1,600,713
当中間期末残高	1,466,400	—	—	—	74,040	8,538,121	3,063,948	11,676,109

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	—	18,196,823	64,701	64,701	18,261,524
当中間期変動額					
新株の発行		0			0
資本金から剰余金 への振替					—
準備金から剰余金 への振替					—
剰余金の配当		△1,512,732			△1,512,732
別途積立金の積立		—			—
別途積立金の取崩		—			—
中間純利益		3,063,948			3,063,948
自己株式の取得	△6,605,530	△6,605,530			△6,605,530
自己株式の消却	6,605,530	—			—
利益剰余金から資 本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			9,730	9,730	9,730
当中間期変動額合計	—	△5,054,313	9,730	9,730	△5,044,583
当中間期末残高	—	13,142,509	74,431	74,431	13,216,941

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。なお、この変更による、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への金額の影響は軽微なものであります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間 (2021年9月30日)	
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	256,039千円

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	36,630千円
無形固定資産	335千円
※ 2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	6,782千円
有価証券利息	1,036千円
受取利息	54千円
投資信託売却益	25,614千円
※ 3 営業外費用の主要項目	
支払利息	1,501千円
投資信託売却損	11,626千円
投資信託償還損	4,874千円
※ 4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	102千円
有価証券評価損	8,990千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	38,400	—	9,072	29,328
A種種類株式（株）	15,000	—	15,000	—
A種優先株式（株）	—	1	—	1
B種優先株式（株）	—	1	—	1
合計（株）	53,400	2	24,072	29,330
自己株式				
普通株式（株）	—	9,072	9,072	—
A種種類株式（株）	—	15,000	15,000	—
合計（株）	—	24,072	24,072	—

（注）1 普通株式の発行済株式数の減少9,072株は2021年9月3日に普通株式9,072株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

2 A種種類株式の発行済株式数の減少15,000株は2021年7月27日にA種種類株式15,000株を自己株式として取得し、同日取得株数全株を消却したことによるものです。

3 A種優先株式1株の増加及びB種優先株式1株の増加は、いずれも2021年9月3日に新規発行したことによるものです。

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	680,832	17,730	2021年3月31日	2021年6月28日
	A種種類株式	831,900	55,460	2021年3月31日	2021年6月28日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期中間会計期間（2021年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	1,088,991	1,088,991	—
(2)その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券（*2）	2,500,000	2,502,425	2,425
資産計	13,825,571	13,827,996	2,425

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は1,687千円であります。

（*2）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当中間会計期間におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	1,088,991	—	1,088,991
資産計	—	1,088,991	—	1,088,991

(2) 時価で中間貸借対照表計上に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の関係会社有価証券				
満期保有目的の債券				
その他の関係会社社債	—	2,502,425	—	2,502,425
資産計	—	2,502,425	—	2,502,425

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

その他の関係会社社債

当社の保有しているその他の関係会社社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、その他の関係会社社債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間（2021年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,250,000	2,252,425	2,425
	小計	2,250,000	2,252,425	2,425
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	250,000	250,000	—
	小計	250,000	250,000	—
合計		2,500,000	2,502,425	2,425

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	725,039	550,288	174,751
	小計	725,039	550,288	174,751
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	363,951	431,409	△67,457
	小計	363,951	431,409	△67,457
合計		1,088,991	981,697	107,293

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間会計期間において、有価証券について8,990千円（その他有価証券8,990千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（デリバティブ取引関係）

第29期中間会計期間（2021年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当中間会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は中間損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
9,016,634	401,370	9,418,005

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	5,354,405	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,047,431	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	212,682	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第29期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額	450,659円48銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	13,216,941
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	0
（うちA種優先株式払込金額）（千円）	(0)
（うちB種優先株式払込金額）（千円）	(0)
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	13,216,941
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の 普通株式の数（株）	29,328

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	82,782円72銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	3,063,948
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	3,063,948
普通株式の期中平均株式数（株）	37,011

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

- （2）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託者

①名称

農中信託銀行株式会社

②資本金の額（2021年3月末日現在）

20,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

①名称

株式会社日本カストディ銀行

②資本金の額（2021年3月末日現在）

51,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額(単位：百万円) (2021年3月末日現在)	③事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
北海道信用農業協同組合連合会	※ 1 96,272	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
岩手県信用農業協同組合連合会	※ 1 23,463	
茨城県信用農業協同組合連合会	※ 1 31,499	
埼玉県信用農業協同組合連合会	※ 1 165,600	
東京都信用農業協同組合連合会	※ 1 131,300	
神奈川県信用農業協同組合連合会	※ 1 203,600	
長野県信用農業協同組合連合会	※ 1 102,528	
新潟県信用農業協同組合連合会	※ 1 74,400	
石川県信用農業協同組合連合会	※ 1 33,047	
岐阜県信用農業協同組合連合会	※ 1 96,618	
静岡県信用農業協同組合連合会	※ 1 161,300	
愛知県信用農業協同組合連合会	※ 1 231,402	
三重県信用農業協同組合連合会	※ 1 68,752	
福井県信用農業協同組合連合会	※ 1 23,373	
滋賀県信用農業協同組合連合会	※ 1 40,700	
京都府信用農業協同組合連合会	※ 1 4,446	
大阪府信用農業協同組合連合会	※ 1 140,600	
兵庫県信用農業協同組合連合会	※ 1 253,300	
和歌山県信用農業協同組合連合会	※ 1 57,883	
広島県信用農業協同組合連合会	※ 1 80,200	

山口県信用農業協同組合連合会	※ 1	35,542
徳島県信用農業協同組合連合会	※ 1	32,500
香川県信用農業協同組合連合会	※ 1	28,418
佐賀県信用農業協同組合連合会	※ 1	28,129
大分県信用農業協同組合連合会	※ 1	15,509
岩手中央農業協同組合	※ 1	4,265
岩手江刺農業協同組合	※ 1	2,319
仙台農業協同組合	※ 1	3,360
みやぎ亙理農業協同組合	※ 1	1,520
みやぎ登米農業協同組合	※ 1	6,317
新みやぎ農業協同組合	※ 1	10,408
いしのまき農業協同組合	※ 1	4,560
みやぎ仙南農業協同組合	※ 1	3,818
秋田しんせい農業協同組合	※ 1	5,322
山形農業協同組合	※ 1	3,960
さがえ西村山農業協同組合	※ 1	3,667
山形おきたま農業協同組合	※ 1	4,661
鶴岡市農業協同組合	※ 1	1,464
庄内たがわ農業協同組合	※ 1	4,221
ふくしま未来農業協同組合	※ 1	16,022
福島さくら農業協同組合	※ 1	8,967
水戸農業協同組合	※ 1	3,299
北つくば農業協同組合	※ 1	3,392
はが野農業協同組合	※ 1	3,959
那須南農業協同組合	※ 1	1,168
前橋市農業協同組合	※ 1	4,041
高崎市農業協同組合	※ 1	2,177
佐波伊勢崎農業協同組合	※ 1	2,542
さいたま農業協同組合	※ 1	8,265
あさか野農業協同組合	※ 1	864
いるま野農業協同組合	※ 1	5,718
埼玉中央農業協同組合	※ 1	2,336
くまがや農業協同組合	※ 1	2,702
ほくさい農業協同組合	※ 1	3,137
越谷市農業協同組合	※ 1	2,052
南彩農業協同組合	※ 1	2,845
埼玉みずほ農業協同組合	※ 1	1,486
さいかつ農業協同組合	※ 1	1,833
ふかや農業協同組合	※ 1	1,712
市川市農業協同組合	※ 1	3,305
横浜農業協同組合	※ 1	11,872
セレサ川崎農業協同組合	※ 1	2,495
よこすか葉山農業協同組合	※ 1	1,378
さがみ農業協同組合	※ 1	5,090
湘南農業協同組合	※ 1	3,239
秦野市農業協同組合	※ 1	1,669
かながわ西湘農業協同組合	※ 1	2,411
厚木市農業協同組合	※ 1	2,457

相模原市農業協同組合	※ 1	849
神奈川つくい農業協同組合	※ 1	778
長野八ヶ岳農業協同組合	※ 1	4,116
佐久浅間農業協同組合	※ 1	6,907
信州うえだ農業協同組合	※ 1	4,103
信州諏訪農業協同組合	※ 1	6,290
上伊那農業協同組合	※ 1	8,074
みなみ信州農業協同組合	※ 1	4,407
松本ハイランド農業協同組合	※ 1	8,782
あづみ農業協同組合	※ 1	4,123
大北農業協同組合	※ 1	3,100
グリーン長野農業協同組合	※ 1	3,840
中野市農業協同組合	※ 1	2,554
ながの農業協同組合	※ 1	12,962
北越後農業協同組合	※ 1	2,951
胎内市農業協同組合	※ 1	1,307
新潟みらい農業協同組合	※ 1	4,731
新津さつき農業協同組合	※ 1	1,537
越後中央農業協同組合	※ 1	5,133
にいがた南蒲農業協同組合	※ 1	4,892
越後ながおか農業協同組合	※ 1	5,325
越後おぢや農業協同組合	※ 1	2,333
北魚沼農業協同組合	※ 1	2,608
十日町農業協同組合	※ 1	2,682
柏崎農業協同組合	※ 1	3,264
えちご上越農業協同組合	※ 1	7,611
ひすい農業協同組合	※ 1	1,206
にいがた岩船農業協同組合	※ 1	2,372
佐渡農業協同組合	※ 1	2,374
新潟市農業協同組合	※ 1	3,153
加賀農業協同組合	※ 1	1,975
小松市農業協同組合	※ 1	1,958
能美農業協同組合	※ 1	1,259
金沢中央農業協同組合	※ 1	1,062
金沢市農業協同組合	※ 1	3,125
石川かほく農業協同組合	※ 1	2,025
はくい農業協同組合	※ 1	1,373
能登わかば農業協同組合	※ 1	2,602
おおぞら農業協同組合	※ 1	1,392
ぎふ農業協同組合	※ 1	7,168
西美濃農業協同組合	※ 1	4,530
いび川農業協同組合	※ 1	1,997
めぐみの農業協同組合	※ 1	5,022
陶都信用農業協同組合	※ 1	1,598
東美濃農業協同組合	※ 1	2,607
飛騨農業協同組合	※ 1	6,436
伊豆太陽農業協同組合	※ 1	1,721
三島函南農業協同組合	※ 1	995

伊豆の国農業協同組合	※ 1	886
あいら伊豆農業協同組合	※ 1	892
南駿農業協同組合	※ 1	3,088
御殿場農業協同組合	※ 1	1,204
富士市農業協同組合	※ 1	1,458
富士宮農業協同組合	※ 1	922
清水農業協同組合	※ 1	2,914
静岡市農業協同組合	※ 1	1,847
大井川農業協同組合	※ 1	3,317
ハイナン農業協同組合	※ 1	831
掛川市農業協同組合	※ 1	766
遠州夢咲農業協同組合	※ 1	3,452
遠州中央農業協同組合	※ 1	3,243
とびあ浜松農業協同組合	※ 1	3,653
三ヶ日町農業協同組合	※ 1	293
なごや農業協同組合	※ 1	2,385
尾張中央農業協同組合	※ 1	2,065
西春日井農業協同組合	※ 1	155
あいち尾東農業協同組合	※ 1	1,193
愛知北農業協同組合	※ 1	748
愛知西農業協同組合	※ 1	1,595
あいち海部農業協同組合	※ 1	1,081
あいち知多農業協同組合	※ 1	6,886
あいち中央農業協同組合	※ 1	3,579
西三河農業協同組合	※ 1	1,316
あいち三河農業協同組合	※ 1	1,118
あいち豊田農業協同組合	※ 1	1,803
愛知東農業協同組合	※ 1	934
蒲郡市農業協同組合	※ 1	293
ひまわり農業協同組合	※ 1	1,403
愛知みなみ農業協同組合	※ 1	1,321
豊橋農業協同組合	※ 1	2,476
三重北農業協同組合	※ 1	6,159
鈴鹿農業協同組合	※ 1	1,555
津安芸農業協同組合	※ 1	2,462
伊勢農業協同組合	※ 1	6,242
伊賀ふるさと農業協同組合	※ 1	3,779
甲賀農業協同組合	※ 1	2,532
グリーン近江農業協同組合	※ 1	4,470
東びわこ農業協同組合	※ 1	3,870
北びわこ農業協同組合	※ 1	1,850
北大阪農業協同組合	※ 1	1,822
茨木市農業協同組合	※ 1	1,203
大阪泉州農業協同組合	※ 1	1,944
いずみの農業協同組合	※ 1	2,811
堺市農業協同組合	※ 1	1,194
大阪南農業協同組合	※ 1	3,664
グリーン大阪農業協同組合	※ 1	1,441

大阪中河内農業協同組合	※ 1	4,187
北河内農業協同組合	※ 1	2,684
大阪市農業協同組合	※ 1	2,393
兵庫六甲農業協同組合	※ 1	5,720
あかし農業協同組合	※ 1	420
兵庫南農業協同組合	※ 1	3,741
みのり農業協同組合	※ 1	4,304
兵庫みらい農業協同組合	※ 1	3,442
加古川市南農業協同組合	※ 1	513
兵庫西農業協同組合	※ 1	12,594
相生市農業協同組合	※ 1	102
ハリマ農業協同組合	※ 1	892
たじま農業協同組合	※ 1	4,288
丹波ひかみ農業協同組合	※ 1	2,184
丹波ささやま農業協同組合	※ 1	2,096
淡路日の出農業協同組合	※ 1	1,852
あわじ島農業協同組合	※ 1	3,924
奈良県農業協同組合	※ 1	9,349
わかやま農業協同組合	※ 1	4,778
ながみね農業協同組合	※ 1	1,993
紀の里農業協同組合	※ 1	3,837
紀北川上農業協同組合	※ 1	4,842
ありだ農業協同組合	※ 1	2,092
紀州農業協同組合	※ 1	3,815
紀南農業協同組合	※ 1	4,826
みくまの農業協同組合	※ 1	1,111
島根県農業協同組合	※ 1	22,047
広島市農業協同組合	※ 1	10,040
佐伯中央農業協同組合	※ 1	1,432
広島中央農業協同組合	※ 1	3,074
福山市農業協同組合	※ 1	6,136
三次農業協同組合	※ 1	1,808
山口県農業協同組合	※ 1	16,471
徳島市農業協同組合	※ 1	3,604
香川県農業協同組合	※ 1	24,984
福岡八女農業協同組合	※ 1	3,330
宮崎中央農業協同組合	※ 1	5,628
マインズ農業協同組合	※ 1	1,776
県央愛川農業協同組合	※ 1	464
越前たけふ農業協同組合	※ 1	2,970
黒部市農業協同組合	※ 1	1,323
山武郡市農業協同組合	※ 1	4,727
洗馬農業協同組合	※ 1	935
ちちぶ農業協同組合	※ 1	1,971
埼玉ひびきの農業協同組合	※ 1	1,959
君津市農業協同組合	※ 1	3,797
町田市農業協同組合	※ 1	1,006
福井県農業協同組合	※ 1	17,429

晴れの国岡山農業協同組合	※ 1	25,738
佐賀県農業協同組合	※ 1	21,781
伊万里市農業協同組合	※ 1	2,367
唐津農業協同組合	※ 1	4,435
邑楽館林農業協同組合	※ 1	2,933
千葉みらい農業協同組合	※ 1	3,088
下野農業協同組合	※ 1	2,019
とうかつ中央農業協同組合	※ 1	1,633
東京中央農業協同組合	※ 1	1,152
みなみ魚沼農業協同組合	※ 1	2,073
大阪北部農業協同組合	※ 1	1,639
みえなか農業協同組合	※ 1	5,470
レーク滋賀農業協同組合	※ 1	9,992
広島北部農業協同組合	※ 1	2,352
長崎西彼農業協同組合	※ 1	3,314
長崎県央農業協同組合	※ 1	5,739
那須野農業協同組合	※ 1	3,873
もがみ中央農業協同組合	※ 1	2,762
庄内みどり農業協同組合	※ 1	5,375
市原市農業協同組合	※ 1	2,487
宇都宮農業協同組合	※ 1	4,540
鹿児島みらい農業協同組合	※ 1	7,855
さつま日置農業協同組合	※ 1	1,910

※ 1 出資金の額（2021年3月末日現在）

2【関係業務の概要】

（1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

（2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫^{（注）}と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は、原則として、販売会社としての業務は行っておりません。

3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式および議決権を有しないA種優先株式を保有しており、持株比率は66.66%、議決権保有比率は66.66%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
臨時報告書	2021年6月30日	関東財務局
有価証券報告書	2021年7月21日	
有価証券届出書	2021年7月21日	
臨時報告書	2021年9月30日	

独立監査人の監査報告書

2021年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細 野 和 也 印

公認会計士 長 尾 充 洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月8日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の2021年4月24日から2021年10月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）の2021年10月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 細野 和也
公認会計士 長尾 充洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。